

○自己負担上限額（月額）

階 層 区 分	階層区分の基準		自己負担上限額 (患者負担割合：2割、外来＋入院＋薬代＋訪問看護等)		
			一般	重症患者 (※)	人工呼吸器装着者
I	生活保護等		0		
II	市町村民税非課税 (世帯)	低所得Ⅰ（～80万円）	1,250		500
III		低所得Ⅱ（80万円超～）	2,500		
IV	一般所得Ⅰ（市町村民税 7.1万円未満）		5,000	2,500	
V	一般所得Ⅱ（市町村民税 7.1万円以上 25.1万円未満）		10,000	5,000	
VI	上位所得（市町村民税 25.1万円以上）		15,000	10,000	
入院時の食事療養費			1/2自己負担		

※①高額治療継続者（医療費総額【10割分】が5万円を超えた月が年間6回以上ある場合）

②療養負担加重患者（別途基準有り）

上記①②のいずれかに該当する方が対象となります。